



# 鳥取県公報

平成 24 年 6 月 15 日 (金)  
第 8 4 0 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	Uターン状況実態調査の実施 (435) (とっとり暮らし支援課) . . . . . 2 青少年に有害な図書類の指定 (436) (青少年・家庭課) . . . . . 2 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (437) (住宅政策課) . . . . . 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (6 件) (438～443) (経済通商総室) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の指定 (444) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 9 指定介護予防サービス事業者の指定 (445) (〃) . . . . . 10 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (446) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 10 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (447) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 10 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (448) (〃) . . . . . 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第435号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年 6 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

Uターン状況実態調査

### 2 調査の目的

県外進学者の就職状況等を調査し、本県へのUターン状況を把握することで、若者の県内就職率及び県内定着率を高めるための施策を検討する資料とすること

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 学生・保護者へのアンケート調査

平成20年3月に高校を卒業した本県出身者のうち大学等に進学したもの

#### (2) 企業等へのUターン就職状況調査

従業員30名以上の県内事業所

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

##### ア 学生・保護者へのアンケート調査

高校卒業後の進路、現在の状況、就職先その他就職状況に関する事項

##### イ 企業等へのUターン就職状況調査

新卒者及び社会人の採用計画及び採用実績その他採用状況に関する事項

#### (2) その基準となる期日

平成24年 4 月 1 日

### 5 報告を求める者

#### (1) 学生・保護者へのアンケート調査

約 4,000名（全員）

#### (2) 企業等へのUターン就職状況調査

1,317事業所（全事業所）

### 6 報告を求めるために用いる方法

5の者に対して調査票を郵送し、5の者が調査票を返送する方法

### 7 報告を求める期間

平成24年 6 月18日から同年 7 月31日まで

### 8 調査票情報の保存期間

5年間

### 9 結果の公表方法

Uターン状況実態調査報告書を作成し、公表する。

## 鳥取県告示第436号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当す

る青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7163	雑誌	ザ・ベストマガジンスペシャル 6月号	雑誌 14077-06	KKベストセラーズ
7164	〃	ズバ王 6月号 Vol. 112	雑誌 15543-06	株式会社ジーオーティー
7165	〃	Bejeanビーゼーン7	雑誌 07903-07	〃
7166	〃	DMM 2012 7月号	雑誌 06439-07	〃
7167	〃	極上人妻DX 7月号	雑誌 13797-07	三和出版株式会社
7168	〃	ベッピンDMM No. 46 2012 6	雑誌 17939-06	株式会社ジーオーティー
7169	〃	ミリオンムック86プレミアムシリーズ絶対美女	雑誌 68464-86	ミリオン出版株式会社
7170	〃	COMICびーた イイ女たちの生ハメDVD 2012. JUL	雑誌 13881-07	若生出版株式会社
7171	〃	ゆきずり艶熟婦人 vol. 6	雑誌 68300-08	マイウェイ出版株式会社

#### 鳥取県告示第437号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社建築構造センター
- 2 変更する事項  
指定構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加及び廃止  
追加する事務所  
名 称 広島事務所  
所在地 広島県広島市中区八丁堀15-6  
廃止する事務所  
名 称 池袋事務所  
所在地 東京都豊島区西池袋五丁目1-6
- 3 変更年月日  
平成24年6月15日

#### 鳥取県告示第438号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同

法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取ショッピングシティ  
鳥取市天神町1他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 正明 鳥取市古海601-4  
朝日生命保険相互会社 代表取締役 佐藤 美樹 東京都千代田区大手町二丁目6-1
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後11時  
変更後 開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午後11時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前8時30分から午後11時15分まで  
変更後 午前6時30分から午後11時15分まで
- 4 変更年月日  
平成24年6月1日
- 5 変更する理由  
ピーク時の電力使用量を軽減するため
- 6 届出年月日  
平成24年5月25日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年6月15日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 10 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同

法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年 6 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール鳥取北  
鳥取市南隈東折返115-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前 9 時  
閉店時刻 午後11時  
変更後 開店時刻 午前 7 時  
閉店時刻 午後11時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前 8 時30分から午後11時15分まで  
変更後 午前 6 時30分から午後11時15分まで
- 4 変更年月日  
平成24年 6 月 1 日
- 5 変更する理由  
ピーク時の電力使用量を軽減するため
- 6 届出年月日  
平成24年 5 月25日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年 6 月15日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 10 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取グリーンシティ  
鳥取市若葉台北六丁目1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
財団法人鳥取開発公社 理事長 大西 康隆 鳥取市西町二丁目311
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 イオンリテール株式会社 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時  
株式会社大創産業 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時  
変更後 イオンリテール株式会社 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時  
株式会社大創産業 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前7時30分から午後9時30分まで  
変更後 午前6時30分から午後9時30分まで
- 4 変更年月日  
平成24年6月1日
- 5 変更する理由  
ピーク時の電力使用量を軽減するため
- 6 届出年月日  
平成24年5月25日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年6月15日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 10 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第441号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子駅前ショッピングセンター  
米子市末広町311
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
米子駅前開発株式会社 代表取締役 野坂 康夫 米子市加茂町一丁目1
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後11時  
変更後 開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午後11時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前8時30分から午後11時30分まで  
変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 4 変更年月日  
平成24年6月1日
- 5 変更する理由  
ピーク時の電力使用量を軽減するため
- 6 届出年月日  
平成24年5月25日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年6月15日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第442号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ米子弓ヶ浜  
米子市夜見町2937-3 他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都台東区上野七丁目14-4
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男 東京都台東区上野七丁目14-4  
変更後 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都台東区上野七丁目14-4
- 4 変更年月日  
平成24年4月2日
- 5 変更する理由  
設置者の代表者の交代による変更
- 6 届出年月日  
平成24年6月4日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年6月15日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第443号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール日吉津  
西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1

### 3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後11時

変更後 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後11時

#### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 ① 午前8時30分から午後11時30分まで

② 午前8時から翌午前4時まで（一部午後10時まで）

変更後 ① 午前6時30分から午後11時30分まで

② 午前6時30分から翌午前4時まで（一部午後10時まで）

### 4 変更年月日

平成24年6月1日

### 5 変更する理由

ピーク時の電力使用量を軽減するため

### 6 届出年月日

平成24年5月25日

### 7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

### 8 縦覧に供する期間

平成24年6月15日から4月間

### 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡日吉津村大字日吉津872-15 日吉津村建設産業課

### 10 意見書の提出

日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサン	鳥取市国府町新通り三丁目412	平成24年6月7日	訪問入浴介護

**鳥取県告示第445号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサン	鳥取市国府町新通り三丁目412	平成24年6月7日	介護予防訪問入浴介護

**鳥取県告示第446号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	共生ホームこころ	倉吉市堺町二丁目239-87	短期入所	平成24年6月11日

**鳥取県告示第447号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月15日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あいぼりい	西伯郡伯耆町溝口194-4	あいぼりい	西伯郡伯耆町溝口194-4	就労継続支援B型	平成24年6月7日

**鳥取県告示第448号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月15日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	いんくるガーデン	西伯郡伯耆町福岡2227	就労継続支援B型	平成24年6月6日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月15日

鳥取県立米子工業高等学校長 安 藤 順 一

### 1 調達内容

#### (1) 借入物品の名称及び数量

米子工業高等学校パソコン等賃貸借	一式
ア パソコン	84台
イ サーバ	一式
ウ 周辺機器、スイッチ、ケーブル類	一式
エ ソフトウェア、ライセンス等	一式

#### (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

#### (3) 借入期間

平成24年9月1日から平成29年8月31日まで

#### (4) 納入期限

平成24年8月31日（金）

#### (5) 納入場所

入札説明書による。

#### (6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、入札見積金額は、当該借入物品に係る賃借料（保守料を含む。）の総額とすること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年6月15日（金）から同年7月25日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年6月22日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。
- (4) 平成24年6月15日（金）から同年7月25日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品（平成24年6月15日以降に取得するものを含む。）を所有し、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

### 4 入札手続等

- (1) 入札及び仕様に関する問合せ先  
〒683-0052 米子市博労町四丁目220  
鳥取県立米子工業高等学校  
電話 0859-22-9211
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当  
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で平成24年6月15日（金）から同年7月9日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成24年7月25日（水）午後1時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（火）午後5時までとする。）  
イ 場所  
(1)に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により 4 の (1) の場所に平成 24 年 7 月 9 日 (月) 正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日まで提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 12 : 00noon. 9, July, 2012

(3) Time-limit for submission of tenders : 1 : 00PM, 25, July, 2012

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5 : 00PM, 24, July, 2012

(5) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Technical High School 4-220 Bakuro  
-machi Yonago-shi 683-0052 Japan TEL : 0859-22-9211